

無料相談

■くらしの安心・相談課（市役所本庁舎 28 番窓口）【予約不要】

《くらし110番相談 28番窓口》

内 容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員応対）

と き： 平日 8:30 ～ 17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-4894

《消費生活センター 29番窓口》

内 容：訪問・通信販売、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員応対）

と き： 平日 8:30 ～ 17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-3863

※土日祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン
☎ 188（局番なし）をご利用ください。

下記相談の問い合わせはくらしの安心・相談課（28番窓口）
☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919 まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内 1 回（弁護士応対）

と き： 8 月 4 日（火）、10 日（月）、18・25 日（火）
13:00 ～ 15:30（定員各 5 人・1 人 30 分以内）

ところ： 本庁舎 2 階 28 番窓口

予 約： 7 月 24 日（金）8:30 ～
（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】（社会保険労務士応対）

と き： 8 月 12 日（水）13:00 ～ 15:30（定員 5 人）

ところ： 本庁舎 2 階 28 番窓口

予 約： 8 月 5 日（水）まで
（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】（土地家屋調査士応対）

と き： 8 月 20 日（木）13:00 ～ 15:45（定員 3 人）

ところ： 本庁舎 2 階 28 番窓口

予 約： 8 月 13 日（木）まで
（先着順、定員になり次第終了）

※市役所各担当課で、人権・福祉・税・健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会

☎ 県消費生活センター
（県庁第二庁舎東部消費生活相談室）
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

弁護士などの専門家による無料相談会

と き： 8 月 19 日（水）13:30 ～ 15:00 ※要予約
ところ： 県庁議会棟第 13・14 会議室

人権・生活相談

☎ 中央人権福祉センター
☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

と き： 7 月 14・28 日（火）、8 月 4 日（火）
15:00 ～ 15:50、16:00 ～ 16:50

ところ： 人権交流プラザ

内 容： 人権に関わること、生活上の悩みなど

定 員： 各回 1 人（カウンセラー応対）
※相談日以外の平日 8:30 ～ 17:15 は人権福祉員が応対

行政への困りごと相談

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

内 容： 国などの仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員応対）

と き： 7 月 8 日（水）・21 日（火）・28 日（火）・
8 月 6 日（木）13:30 ～ 15:00

ところ： 7 月 8 日＝輝なんせ鳥取
7 月 21 日＝さざんか会館
7 月 28 日＝JA ライフデザインプラザ
8 月 6 日＝麒麟 Square 情報スペース

※翌月 7 日までの情報を掲載しています。

特設人権相談

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

と き： 7 月 9 日（木）13:30 ～ 15:30

ところ： さざんか会館

内 容： 人権問題全般（人権擁護委員応対）について、
人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。

※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談
にに応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

行政書士相談

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

■行政書士会無料相談 ※要予約

・7 月 11 日（土）10:00 ～ 14:00（1 人 30 分程度）
中央図書館 2 階多目的ホール
・8 月 2 日（日）10:00 ～ 15:00
気高図書館 2 階会議室 ※要予約

内 容： 相続・遺言、成年後見、農地転用、契約など

■外国人無料相談会 ※要予約

と き： 7 月 8 日（水）10:00 ～ 12:00

ところ： 鳥取県立図書館 2 階
内 容： 在留資格、仕事、国際結婚、その他
※日本人の相談も可、英語・中国語対応可



お届けします！
ふるさと鳥取の味【8 月便】

☎ トットリ・アフトピア協会（販路開拓・企画室内）
☎ 0857-20-3237 ☎ 0857-20-3947

料 金 1 個当たり 5700 円（税込）
料金後払い

※送料や支払い方法など、詳しくは本市公式
ウェブサイトをご覧ください。

申 込 方 法 インターネット・ファクシミリ

申 込 締 切 7 月 24 日（金）

発送予定日 8 月 7 日（金）

巨峰・鳥取県産有機生あらげきくらげ・
大黒なす美・ハブ茶・梨ジャム・らっきょ
う甘酢漬・かきもちノンフライ・旨味だ
ししいたけ・oimo+（さつま芋ディップ）・
万葉かき餅塩味・やわらかとちもち・お
肉屋さんの BEEF CURRY（12 品）

※品目・発送日は変更する場合があります。

市 民 文 化 祭

※当月（8 日以降）分と翌月（7 日まで）分の情報
を掲載しています。当月（7 日まで）分は前月号
をご覧ください。

■とりぎん文化会館小ホール

▷鳥取おやこ劇場 影絵音楽団くぶくぶ
こわくてなくぞ「ねないこだれだ」公演
7 月 20 日（月・祝）14:00 ～ 14:50
鳥取おやこ劇場（谷口） ☎ 070-5050-0850

☎ 鳥取市文化団体協議会
☎ 0857-20-0515（木・土・日・祝は除く）

ガード博士からの
ワンポイント！

クレジットカード情報は
適切に！！



ガード博士

古い通信契約の切れたスマートフォンでも、クレジットカード情報が登録されたままだと、Wi-Fi 経由でインターネットに接続し、カード決済ができる場合があります。保護者の同意を得ずに未成年者がした契約のため、高額課金に至った状況をまとめて、プラットフォーム事業者に、未成年者契約の取り消しを求めることができますが、クレジットカードの管理責任を問われ、取り消しに応じてもらえないことがあります。困ったら、消費生活センターにご相談ください。

アドバイス

小学生の子どもが、親の古いスマートフォンを使い、無断でオンラインゲームのアイテムを購入し、高額課金をしていたことが、クレジットカードの請求明細で分かった。子どもと、無料の範囲以内で遊ぶよう約束していたが、古いスマートフォンにクレジット情報を登録したままだった。未成年の子どもの契約なので、請求の取り消しを求めたい。

オンラインゲームの

高額課金に注意！

☎ 本庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-3863
☎ 0857-20-3919



meeple 助手

No.160
ガード博士とmeeple 助手の
消費者トラブル講座